



流山市消費生活センターからのお知らせ



見守り 新鮮情報

「どんなものでもいいから女性用衣類を売ってほしい」と女性から電話があり、来訪を承諾した。後日来訪があり、着物類を見せたが「アクセサリーや金貨はないか」と男性にせかされ、

慌てて叔母の形見

や亡夫からもらった指輪などの貴金属を出した。すると合計1200円の明細書とお金を渡され、物品を持ち帰られた。貴金属を出してしまったことを後悔している。取り戻したい。
(70歳代 女性)



不用品買い取りのはずが 貴金属を買い取られた!

ひとこと助言

- 買い取り事業者が、事前に買い取りを承諾していない物品を突然売るように要求したり、消費者の自宅を突然訪問して勧誘したりすることは禁止されています。売るつもりのない貴金属等の売却を迫られても、物品を見せず、きっぱり断りましょう。
- 必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類、買い取り価格、買い取り業者の名称、連絡先などを確認しましょう。
- 買い取り業者の訪問を受ける場合は、できるだけ一人で対応せず、信頼できる人に同席してもらいましょう。
- クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。



本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第406号(2021年10月19日)発行：独立行政法人国民生活センター

見守り 新鮮情報

ネットの広告を見て、特別価格約3千円美容液を購入した。肌に合わず使用をやめていたが、商品が再び届き、定期購入だと初めて気付いた。すぐに事業者へ解約と返品を申し出たが、「発送日の10日前までに申し出ないと対応できない」と言われた。2回目の商品は1万円以上でとても高い。申し込み時には、定期購入だと分からなかった。どうにかならないか。
(60歳代 女性)

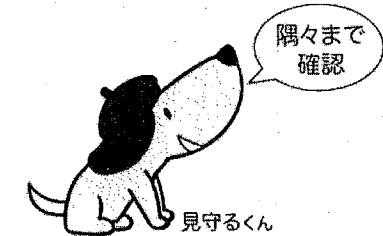
契約内容を
確認してね!!



販売サイトで 契約内容をよく確認! 定期購入トラブル

ひとこと助言

- 1回だけのつもりで申し込んだが、定期購入になっていたという相談が多数寄せられています。
- 詳細な契約内容は、「〇%オフ」などの目立つ表示と離れた場所に表示されていたり、小さい字で書かれていたりすることがあるため、画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
- 「解約の申し出は次回発送日の〇日前まで」などと解約条件が定められている場合も多くあります。注文する際には、解約条件などの契約内容をしっかりと確認しましょう。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。



本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第384号(2021年1月26日)発行：独立行政法人国民生活センター

【2022年4月から
18歳も成年に】

成年年齢の引き下げにより、4月以降は18歳から成年になります。

18歳でもローンやクレジットカード契約ができるようになる一方で、親権者の同意がない契約においては未成年取り消し権を行使できなくなります。

通信販売で安価なお試し価格の申し込みをしたが、実は定期契約で高額な清算が必要になったという相談がありました。

今までは19歳大学生が購入者だったら「未成年者取り消しを主張しましょう」と助言できましたが、4月以降は18歳から成年扱いとなるため未成年者取り消しは主張できなくなります。

4月以降は18歳、19歳ならば現在と同じく学生であっても成年とみなされ取り消し権はありません。そのため、18歳や19歳がターゲットとして狙われやすくなるのが懸念されます。SNS等で誰でも簡単に副業ができるという情報も多くありますが、楽に稼げる方法はありません! 仕組みを理解できないときはやめておきましょう。

消費生活に関するご相談は⇒ 04-7158-0999 (月~金 9:00~16:30)
流山市役所 第2庁舎2階 流山市消費生活センターへ【出前講座も随時受け付けてます】